

地方税における QR コード規格に係る検討会（令和 3 年度第 1 回） 議事概要

1 日時：令和 3 年 4 月 26 日（月）15：00～17：00

2 場所：オンライン開催

3 議題

- ・地方税における QR コードの統一規格について

4 資料

- ・資料 1 開催要綱
- ・資料 2 当面のスケジュール
- ・資料 3 地方税における QR コードの規格について

5 議事概要

事務局より、資料 1 から 3 について説明を行い、その後、意見交換を行った。

○構成員、●事務局

・アップロード案について

- 資料 2 頁について、納付書に QR コードを付すとなった場合、納付書の情報をアップロードしなくとも、QR コードに格納された情報だけで、納税が可能となると理解している。その場合、アップロードはしないということも検討の俎上に挙がるのではないか。
- アップロード案で実現したいことの一つとして「継続アップロード」があり、QR コードを活用する場合も、引き続きアップロード案の必要性が認められるのではないか。

・対象税目について

- 今回は既存のシステムを利用するということで、地方税共通納税システムの対象税目以外の税目は扱えないという認識でよいか。例えば、国民健康保険税のようなものについては出来ないということですか。
- 仕組み上は QR コードができたときに今の対象の 4 税目以外も扱えるような規格とする方向であり、また、そのようなことも考えて作らなければならないと考えているが、まずは 4 税目を対象に加えることを念頭に検討を進めることとしたい。

・再発行納付書、まとめ納付について

- 現在検討している仕組みでは、再発行納付書に対応できないのではないか。消し込みキー情報については、ある程度データ数（桁数）の幅を確保いただきたい。
- 前納報奨金制度への対応について、どのように考えているか。
- 規格の乱立を懸念しており、あまり自由度を持たせた規格は難しいのではないかと考えている。
- 再発行分については、団体ごとに運用の仕方が異なると思われるところ、具体的な内容は別途相談させてほしい。
- 前納報奨金制度については、全期前納分の納付書に対応する案件特定キーと確認番号をつけていただくことで、対応できるのではないかと考える。
- まとめ納付書についても、団体番号とまとめ納付書に対応する案件特定キー、確認番号をまとめ納付書に印字することで対応できるのではないかと考えている。

・スマホ操作における QR コードの活用について

- 金融機関の窓口収納で既存の仕組みである MPN を使用するのは効率的だと思う。一方でスマホ決済が非常に普及していっているところであり、納税者にとっても利便性が高いものであるため、並行して検討を進めてほしい。
- 地方税共同機構から API を提示いただき、対応可能であれば、スマホ決済も令和 5 年度から開始ということで、同時スタートを目指した方がよい。
- キャッシュレス納税の推進については非常に重要であり、スマホ納税を広めていくことも重要であると思っている。
- API については、6 月までの検討に当たっては「今後の検討」としている。いずれにしても、令和 5 年度に向けて対応できる体制は整えていきたい。

・関係機関の連携テスト等について

- 多数の関係者が繋がり、初めて機能する流れとなっているかと思う。効率的なテストの仕方についても検討いただきたい。

・コンビニ用バーコードとの併存について

- QR コードの印字については、一般財団法人流通システム開発センターの「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」において、「コンビニ収納用のバーコード以外は印字できない」という趣旨のルールがあるため、改訂が必要。
- QR コードの印字に当たって、納付書にどのような案内文を記載するか、また、自治体からの案内をどのように行うのか等を検討し、コンビニ店頭においてスムーズな処理ができるようにしていきたい。

・QR コード印字位置について

- QR コードの位置については、ATM の改造をあわせて行うことで、ここに設定することができた。端とはなるが、この位置でお願いしたい。
- カク公帳票をベースとする説明があったが、MPN 帳票についても、同様の位置に印字して問題ないか。
- カク公帳票をもとに、MPN 帳票が作られた経緯もあると認識している。関係機関にガイドライン等の改訂について相談したい。
- カク公や MPN 帳票以外の様式については、どのように対応していく想定としているのか。
- フォーマット・様式については、令和 5 年度に様式の統一が出来れば望ましいが、短いタイムスケジュールを考えたときに、そこまでにやり切れるかどうかという課題がある。自治体、ベンダーの意見も伺いつつ、検討したい。

・一括伝送方式について

- 今回の議論では、令和 5 年 4 月に QR コードの活用を開始するという期限があることから、既存の仕組みを可能な限り活用するという現在の方針は現実的であると考える。一方で、一括伝送方式を採用している金融機関が少なく、全国的な展開となっていないことが課題として挙げられる。
- 金融機関で支払いをした場合、一括伝送方式は、現状ではすべての金融機関で利用されているわけではないということだが、令和 5 年度のスタート時期に、すべての金融機関が参加するのか、または、段階的に参加するのか。
- 自治体と金融機関の双方が対応することで最も効果が生まれる施策であると認識している。すべての自治体、金融機関に参加いただける内容としていくことが一番重要と考えており、一緒に検討を深めていければと思う。
- 各地銀に対しては、足並みを揃えるようにということで、足下の動き等は共有している。一方、一括伝送方式にも、採用している銀行が少ないという課題があり、また、事務センターで集中して読み込む場合は銀行内の紙の移動は残ってしまうこと、QR 読み込みのためには各銀行が新しく設備投資する必要がある等の課題がある。

・JPQR との関係について

- 資料 8 頁の JPQR 仕様との調整について、自治体の納税専用の QR コードが出来ることもあり得るのか。
- 現在、請求書払いに対応した JPQR 規格はないものと認識しており、今後調整を進めて参りたい。

・消込キー情報について

- 消込キー情報（44 行）について、コンビニ納付にも対応していない団体も対応できるのか、という点は、オブザーバーとして参加いただいているベンダーに感触を伺いたい。
- 本日の資料に意見提出フォーマットを付けているので、ベンダーの皆様、地方団体の皆様もこういった消込キー情報を使っている等、情報をお寄せいただければ幸いである。

・地方団体への還元データについて

- 納付方法に限らず、同じ領収日のものは、同じタイミングで収納データが還元されるという理解でよいか。
- 全体としては、より早くデータがくることになると思うが、今後の検討だと考える。

・プリンター性能について

- QR コードの解像度について、リサイクルトナーを使っている関係から、300dpi で検討しており、360 dpi 相当は難しい。
- 一般的なプリンターの性能として 360dpi を前提として説明させていただいたが、自治体の状況については別途確認させていただければと思う。

・財政措置について

- 令和 7 年度にシステム標準化も予定されているところ、令和 5 年度の対応となると、二重投資となり、財政への負担が大きくなることが見込まれる。
- QR コードを納税通知書に印字するうえで、現在、印刷を業者に委託しているため、この委託料もかかる。予算要求をしていく関係で、財政措置についても検討いただきたい。また、見通しがあれば教えていただきたい。
- 財政措置については、これまで地方税共通納税システムの対象税目の拡大、あるいは今年度の軽自動車対応のオンライン化では、全団体対応を前提に地方財政措置を講じてきた。QR コードの活用についても、財政措置の要求を検討したいと考えている。

(以上)